

地目が「保安林」の場所で作業をする場合、林務課への許可申請が必要です

●保安林の確認方法

方法① 長野県公式HP「信州くらしのマップ」にアクセス

⇒「森林情報」を選択 ⇒ 「自然・環境」を選択

⇒該当市町村を選択しマップを表示(森林計画図が表示されます)

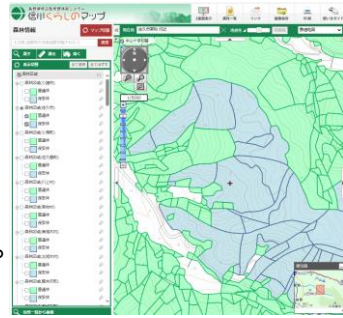
⇒該当市町村の「森林区域(〇〇市)」を選択

水色であれば保安林、黄緑色であれば普通林ですが、

保安林は地番で指定されているため、本マップはあくまで目安とお考え下さい。

保安林が近接している場合等、判断に迷う場合はご相談ください！

信州くらしのマップ



方法② 法務局で登記簿(登記事項証明書)を取得する

⇒地目欄に「保安林」と記載があれば、許可申請をお願いします。

(ただし、筆の一部が保安林となっている場合、地目が「山林」等となっている場合があります)

●許可申請について

●土地の形質変更

⇒主な事例：作業道の作設・改良、木道等遊歩道の設置、電気柵の設置、掲示板の設置等

①許可することができる行為を確認：長野県保安林関係事務取扱要綱 別表4の2(PDF p.31)

②許可申請に必要な書類を整理：必要書類は長野県保安林関係事務取扱要綱 別表2(PDF p.26)に記載

└申請に必要な様式は「要領様式39、40」

└ // 森林計画図は「G空間情報センター」よりダウンロード

③林務課へ許可申請：標準処理期間は**おおむね30日**

└事前にメールまたは対面によりご相談いただくと、よりスムーズに許可することができます。

保安林に関する
要領等



G空間情報
センター



●立木の伐採

⇒保安林には指定施業要件があり、伐採の方法が決められています。

数本の伐採についても林務課へご相談ください。

※枝を伐る行為(立木の損傷)も許可申請が必要となります。

●その他の行為

⇒主な事例：学術研究のための下草・土石の採取等

行為の規模によって、許可申請が必要な場合と届出で良い場合がありますので、事前に林務課へご相談ください。

※保安林でなくても、森林内で立木を伐採する場合は市町村への届出が、森林において開発行為を行う場合は規模によって林務課への許可申請が必要となります。

まずは一度県ホームページを確認の上、市町村または林務課へご相談ください。
森林に関する手続きについては右の二次元コードからご覧ください！➡



佐久地域振興局林務課

土地の形質変更担当:0267-63-3156

立木の伐採担当:0267-63-3154